

保険医療

① 重度心身障害者と 母子家庭の医療費 助成制度について

〈重度心身障害者・母子家庭
医療受給者の方へ〉
更新の手続きはお済みですか

更新前の受給者証の有効期限は、平成19年6月30日となっています。更新の手続きについては、該当者には封書でご案内していますので、早めにご手続きをお願いします。

なお、母子家庭医療費助成制度の対象者で、20歳未満の児童に社会保険ができていない場合や、町外に転出している場合（学生は除く）は、受給資格がありません。早急に手続きをしてください。

〈制度の案内〉 ○ 重度心身障害者 医療費助成制度

目的 重度心身障害者に対して医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

対象者

- ① 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
- ② 療育手帳（程度による）

をお持ちの方

- ③ 身体障害者手帳3級～6級と療育手帳（程度による）の両方をお持ちの方

○ 母子家庭医療費助成制度

目的 母子家庭に対して医療費の一部を助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図ります。

対象者

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹
- ③ 父母のない児童

※ 児童とは、20歳に満たない者となります。また20歳以上の就学している者も対象となります。（必ず在学証明書原本が必要）

対象除外

- ① 家庭主（父母のない児童を扶養する者を含む）に前年（1～6月申請分については、前々年）所得税が課税されている家庭
- ② 生活保護を受けている家庭

右の条件に該当し、助成を希望される方は、お問い合わせください。

①～④の問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

② 国民健康保険の届出は お済みですか？

医療保険は、だれもが国民健康保険又は職場の健康保険のいずれかに加入しなければなりません。

国民健康保険の場合は、職場の健康保険と異なり各自の責任で加入又は脱退の届出をしなければなりません。すみやかに届出をしましょう。

○ 国保の加入手続きが遅れると
会社などを退職したときから国保の届出をするまでの間にかかった医療費は、全額自己負担になります。

国民健康保険税は、被保険者になった時点（会社などを

退職した日の翌日）までさかのぼって納めることとなります。

○ 国保の脱退届が遅れると

保険証の返還を忘れて、国保の保険証で受診してしまうと、国保から給付された分の医療費を返還していただくこととなります。

また、新たに加入した健康保険の保険料と国保税を二重に納めることとなります。

○ 国保の加入者と世帯主

国保では、家族の一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯単位になり、届出や保険税の納付義務者は、原則として世帯主となります。

※ 国保に加入又は脱退の手続きは14日以内にお願います。

● こんなときは必ず届出を ●

	こんなとき	必要なもの
国保に加入	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印かん
	他の健康保険などを脱退したとき	健保の離脱証明書、印かん
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保を脱退	他の市区町村へ転出したとき	保険証、印かん
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証、印かん
	生活保護をうけはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
	外国籍の方が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証

上記以外のものが必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

③ 国民健康保険 高齢受給者証を お持ちの皆さんへ

昭和7年10月1日以降に生まれた方で、現在「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方は、受給者証の有効期限が平成19年7月31日となっています。

新受給者証は、7月中旬に「配達記録郵便」により、郵送を予定しています。内容に記入もれや誤りがないかご確認ください。

④ 老人保健法による 医療受給者の皆さんへ

老人保健医療受給者（昭和7年9月30日以前に生まれた方）で住民税非課税世帯の方が入院した場合、「入院時の患者負担額」が軽減されます。

※ 入院するときは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院に提示する必要がありますので交付の申請をしてください。

なお、現在認定証をお持ちの方は、有効期限が平成19年7月31日となっています。引き続き交付を希望される方は、7月23日（月）以降に申請をしてください。